

## South China - Asia Business Report

Vol. 41  
April  
2015

## 華南・アジア ビジネスレポート

## CONTENTS

## Briefs &amp; Editorial

## Topics

決済通貨戦略の見直しによる新たなメリット ..... 3

ASEAN への挑戦 ..... 8  
～二極化する日系企業の ASEAN 投資動向～

## Regional Business

**India** インドビジネス最新情報 第 14 回  
2015 年度インド政府予算案 ..... 12  
～直接税に関する改正～**Vietnam**ベトナム現地法人と日本本社の役員を兼務する場合の  
個人所得税の申告の実務及び課題 ..... 15**Singapore**シンガポール 2015 年度財政予算案 ..... 18  
～税制改正を中心に～**China**「外国投資法」意見募集稿 ..... 22  
～外国投資分野の重大な改革～**China**中国『反腐敗』運動をめぐる企業の対応 ..... 27  
～贈収賄防止に向けた傾向と対策～

## Macro Economy

アジア経済情報: アジア経済概況 ..... 32

## Briefs

## Topics

**決済通貨戦略の見直しによる新たなメリット**

ビジネスがグローバル化し、さまざまな国・地域との取引が増えたり、各国当局が規制緩和を進めるのに伴い、これまで主流であった米ドル建て決済から地場通貨やその他の通貨へと決済通貨を多様化させるケースが増えている。香港では2014年、70を超える通貨が決済に使用された。


クロスボーダービジネスにおいてさまざまな通貨が用いられるのは、地場通貨建ての決済にすることで為替交換や資金調達コストを圧縮させたり、為替リスクを集中管理するメリットがあることに他ならない。ここでは、実例を元に決済通貨の多様化によるメリットについて解説する。

**ASEAN への挑戦～二極化する日系企業の ASEAN 投資動向～**


ASEAN を目指す日系企業の動きが本格化する中、ベトナムやフィリピンを中国に代わる新たな輸出加工拠点と位置づけるプラスワンと、アジア域内での生産分業体制の構築・拡大を模索する中で新興国を開拓しようとする動きの、2つの潮流が浮上しつつある。

労賃上昇、人材育成、発達途上にあるインフラや物流など、現地で奮闘する日系企業の現状と課題から、ASEAN 進出にかかる留意点やリスクについて考察した。

## Regional Business


**インドビジネス最新情報 [14] 2015 年度インド政府予算案～直接税に関する改正～**

インドの 2015 年度政府予算案が2月末に公表された。基本税率の変更は提案されなかった半面、法定実効税率が他国と比べ高水準にあることを受け、今後4年間で内国法人の税率を5%引き下げられることが提案されている。技術支援料を日本本社に送金する場合など、非居住者に対するロイヤリティおよび技術支援料支払い時の源泉税は 10%に減少したほか、さまざまな法人所得税にかかる改正がみられる。ここでは、予算案で示された直接税に関する主な改正のポイントと留意点を紹介する。


**ベトナム現地法人と日本本社の役員を兼務する場合の個人所得税の申告の実務及び課題**

日本本社の役員がベトナムの現地法人代表に就く場合、当該役員をベトナムの居住者として、日本では非居住者として納税する必要がある。一方、実務上は当該役員を日本の居住者、ベトナムの非居住者として納税するケースも散見される。それぞれの国における課税所得の範囲や納税実務のほか、居住地の判定が困難な場合の日越租税条約における判断基準と、後々の税務リスクを避けるための留意点などについて概説する。

## シンガポール 2015 年度財政予算案～税制改正を中心に～

2015 年度のシンガポール財政予算案について解説する。今般予算案では、個人所得税の増税が話題となった一方で、企業の国際化などを支援するための優遇税制や、労働者を確保するための支援策、年金制度の機能強化に向けた改正など多様な措置が盛り込まれた。

なお、本予算案に先立つ 15 年 1 月、移転価格のガイドライン改正が公表され、移転価格の文書の準備が原則、グループ間取引を行うすべての企業に義務付けられているため、該当する企業は十分に留意されたい。

## 「外国投資法」意見募集稿～外国投資分野の重大な改革～

中国でビジネスを行う外資企業に広く影響する「外国投資法」の意見募集稿が先ごろ公布された。案件ごとに審査・認可を行ったり、内資・外資を区別する従前の管理制度を改め、ネガティブリストの導入などより実情に沿った柔軟な制度への変革を目指すものとなっている。ここでは、意見募集稿における主なポイントについて説明する。

## 中国『反腐敗』運動をめぐる企業の対応～贈収賄防止に向けた傾向と対策～

習近平政権による反腐敗運動を受け、公務員などに対する企業の不正行為への取り締まりが厳格化し

ている。中国では公務員に対する贈賄が刑事罰の対象となるだけでなく、民間企業間の贈賄行為についても商業賄賂として行政罰や刑事罰の対象となる。当地における制度概要と、贈収賄の立件にかかる金額の基準、外国企業が関連した贈収賄事件などをもとに、日系企業が注意すべきポイントとその対応策について解説する。

## Macro Economy

### アジア経済情報：アジア経済概況

14 年 4Q のアジア経済は、総じて景気拡大傾向を維持したものの、そのテンポは緩やかにとどまった。主因は輸出の減速で、内需も加速感に乏しい展開となった。

16 年までを展望すると、緩やかな景気拡大基調が続くとみられる。原油価格下落がプラスの影響を及ぼすほか、原油安を背景とするインフレ率低下により金融緩和モードが強まり、それが内需下支えの一因となろう。ただし 15 年央に見込まれる米国の利上げ開始後は、新興国通貨の下落圧力が強まり、金融緩和に慎重化する国が出てくると考えられる。さらに 16 年には多くの重要政治イベントが予定されており、国内の政治情勢がリスク要因となろう。

以上の点を踏まえ、15 年の実質 GDP 成長率は、中国が +7.1%、NIEs が +3.2%、ASEAN5 が +5.1%、インドが +5.6% (04 年度基準)、16 年は、中国が +6.8%、NIEs が +3.1%、ASEAN5 が +5.0%、インドが +5.9% (同) と予測した。

## Editorial

年度の節目にあたり、異動の知らせを聞く機会が増えています。帰国内示を受けたけれど、海外勤務が長く、日本に戻っても馴染めるかどうか・・・とぼやきつつ、どこかほっとした表情な方が多いのは、緊張を強いられ続けた駐在生活の反動かもしれません。

一方、4 月から社会人 1 年生になる年の離れた知人は、いわゆる帰国子女。高校、大学は日本で過ごしたものの、就職にあたり海外に出られる企業を選んだそう。「日本は住みやすいし、海外では大変なこともあるけれど、広い世界で自分を試したい」。不安をにじませながらも、新たなフィールドへ果敢に挑戦しようと意気込む姿に、同じく海外でビジネスの現場に立つ者として、心からエールを送った。



## 決済通貨戦略の見直しによる 新たなメリット

新倉 裕樹、下久根 良隆 みずほ銀行アジアトランザクション営業部

東アジアにおける企業のクロスボーダー決済通貨が多様化している。企業活動のグローバル化が進んでいることに加え、マーケット環境や各国・地域の規制緩和により決済通貨の選択肢が増えていることなどが背景だ。今回は、決済通貨戦略の見直しを通じた決済通貨の最適化により、どのようなメリットが享受可能か、事例を交えて紹介していく。

### 多様化するクロスボーダー決済通貨

米ドル・日本円といった従来からの決済通貨に加え、人民元など新たな通貨建てのクロスボーダー決済がじわり増加している。2014 年には、香港で 75 種類、中国で 36 種類、台湾で 35 種類、韓国で 44 種類の通貨がクロスボーダー決済に使用された<sup>1</sup>。東アジア(香港・中国・台湾・韓国)の通貨別のクロスボーダー決済額ランキング(図1)を見てみると、すべての国・地域で米ドルが第1位であるが、人民

元が台湾で第2位、中国・香港で第3位、韓国で第4位に入っている。また国際決済通貨でないにもかかわらず、台湾において台湾ドルが第6位、韓国において韓国ウォンが第6位と上位に入っていることなどが特徴だ。

このように企業が決済通貨を多様化させているのは、そこに各種メリットが存在することに他ならない。以下で、東アジアにおける企業の決済通貨戦略の再構築事例を紹介したい。

【図1】 各国・地域の通貨別クロスボーダー決済額ランキング(2014年)

|    |     | 香港        |     | 中国        |     | 台湾        |     | 韓国        |
|----|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1  | USD | 米ドル       | USD | 米ドル       | USD | 米ドル       | USD | 米ドル       |
| 2  | HKD | 香港ドル      | EUR | ユーロ       | CNY | 人民元       | EUR | ユーロ       |
| 3  | CNY | 人民元       | CNY | 人民元       | JPY | 日本円       | JPY | 日本円       |
| 4  | EUR | ユーロ       | HKD | 香港ドル      | EUR | ユーロ       | CNY | 人民元       |
| 5  | JPY | 日本円       | JPY | 日本円       | HKD | 香港ドル      | AUD | オーストラリアドル |
| 6  | AUD | オーストラリアドル | AUD | オーストラリアドル | TWD | 台湾ドル      | KRW | 韓国ウォン     |
| 7  | GBP | イギリスポンド   | CAD | カナダドル     | AUD | オーストラリアドル | GBP | イギリスポンド   |
| 8  | SGD | シンガポールドル  | GBP | イギリスポンド   | GBP | イギリスポンド   | HKD | 香港ドル      |
| 9  | CAD | カナダドル     | SGD | シンガポールドル  | CAD | カナダドル     | IDR | インドネシアルピア |
| 10 | CHF | スイスフラン    | CHF | スイスフラン    | SGD | シンガポールドル  | CAD | カナダドル     |

(資料)Swift Watch からみずほ銀行作成

<sup>1</sup> 送金取引と為替取引を組み合わせ、実質的に現地通貨建てで送金を行う、いわゆる「ドローバック送金」も含まれる。



## 決済通貨戦略の見直しによるメリット

### <事例1> エクステンジにかかる金融コストを圧縮したい

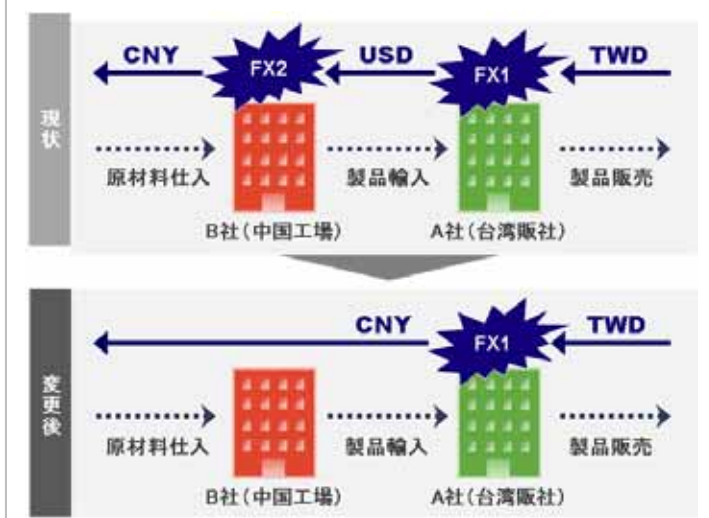
- A社は日系メーカーの台湾販売現地法人。中国にあるグループ工場(B社)から製品を輸入し、台湾で販売している。
- A社は台湾において台湾ドル建てで販売している一方で、A社・B社間の輸出入契約は米ドル建て。またB社は中国国内においては人民元建てで原材料を調達している。
- A社が台湾で台湾ドルから米ドルに、B社が中国で米ドルから人民元にエクステンジしており無駄な金融コストが発生しているのではないかと。

### 地場通貨建て(人民元建て)決済導入による為替コスト削減が可能

従来、人民元・台湾ドルはそれぞれ中国国内あるいは台湾でのみ使用できる通貨であったため、クロスボーダーの貿易決済等に使用することができず、本ケースのように米ドルもしくは日本円等の通貨を介して決済を行っていた。しかし、09年の中国におけるクロスボーダー人民元業務解禁以降、13年2月には台湾居住者向けの人民元業務も解禁されるなど、中国・台湾間の貿易決済においても人民元が使用できるようになった。

本ケースにおいては、人民元クロスボーダー決済を導入し、A社が台湾において台湾ドルから直接人民元にエクステンジし、人民元でB社に送金、B社は受け取った人民元をそのまま中国国内での支払いに充当することが可能だ。結果として、エクステンジ回数が2回から1回に減少し、貿易にかかる為替コストを削減できる(図2)。台湾居住者向け人民元業務解禁当時の台湾金融監督管理委員会の試算によれば、このような為替コストの削減等により企業の決済コストは年間500億台湾ドル(約1,900億円)程度削減される。

【図2】 エクステンジ回数の削減例



また人民元に限らず、本ケースのように送金側・受取側どちらかの回収・支払通貨建てで送金を行うことにより、エクステンジ回数の削減(為替コストの削減)が可能である。

### <事例2> 中国における資金調達コストを圧縮したい

- C社は日系メーカーの中国製造現地法人。
- 製造ライン増設に必要な設備資金の調達を検討しているが、C社は設立間もないため直接銀行借入ができるか不安、かつ、中国国内での銀行借入は金利が高いと聞いた。
- 一方で、香港グループ会社D社、台湾グループ会社E社はキャッシュリッチであり、余剰資金の運用先を模索。

#### オフショアからの借入により資金調達コスト削減が可能

従来、中国国内で必要な資金は中国現地での銀行借入で調達することが多かったが、各種規制緩和や企業グループ全体での資金効率化ニーズの高まりなどにより、中国国内(オンショア)・中国国外(オフショア)のグループ企業同士が連携してファイナンスを行うケースが増えている。

本ケースにおいては、C社はキャッシュリッチな香港・台湾のグループ会社からグループローンを行うことにより、中国国内で銀行借入を行わずに、安定的かつ比較的低コストでの資金調達が可能である。同時に、D社・E社は現状よりも高い利回りで資金運用が可能であるとともに、グループ全体(連結ベース)でのバランスシート膨張が回避できる。

一方で、本件のような中国国内企業による対外債務については中国国内規制、すなわち「投注差」(投資総額と登録資本金の差額)による借入金額の規制、資金用途の制限、外債利息に課される源泉税等に留意が必要である。

中国に限らず、特にアジアの新興国においては、当該国の現地法人が進出直後で信用力が低いケース、各種金融規制により現地金融環境がタイトで金利が高いケースなどがあり、本件と同様にアジア

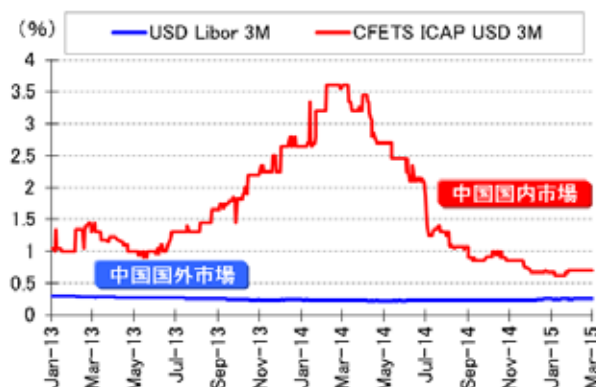
のグループ会社が連携することにより資金調達コストを削減できる場合がある。

#### <オンショア・オフショアでの資金調達環境(中国のケース)>

オンショア・オフショアでの資金調達環境を比較すると、一般的には外貨・人民元ともにオンショアの方がタイトな状況にある。中国におけるオンショア・オフショア間の資金移動がいわゆる「実需原則」により自由な資金移動が制限されていること、さらにオンショア資金は投機的取引の抑制等のために、中国当局が厳しく管理していることが主な原因である。

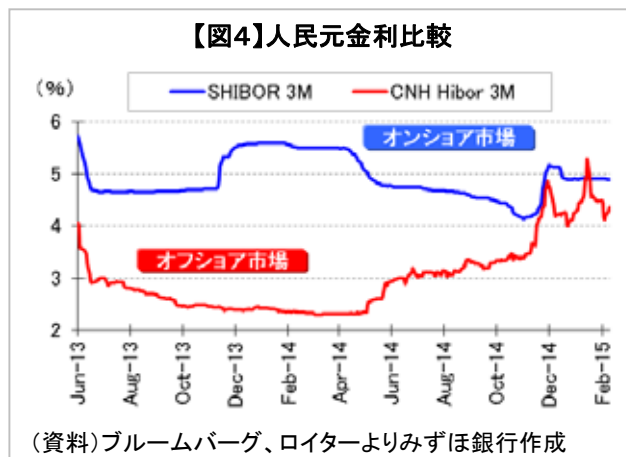
米ドルの銀行間調達金利(3カ月)を比較すると、直近では中国国内で約0.75%、中国国外で約0.25%と、スプレッドが縮小しているが、14年3月頃には国内で約3.5%、国外で約0.25%と、その差10倍以上まで広がっていた(図3)。

【図3】米ドル金利比較



(資料)ブルームバーグ、ロイターよりみずほ銀行作成

人民元の銀行間調達金利(3カ月)についても、足元でオンショア・オフショアの差が縮小しているが、基本的に中国国外の金利のほうが中国国内の金利よりも低くなっている(図4)。



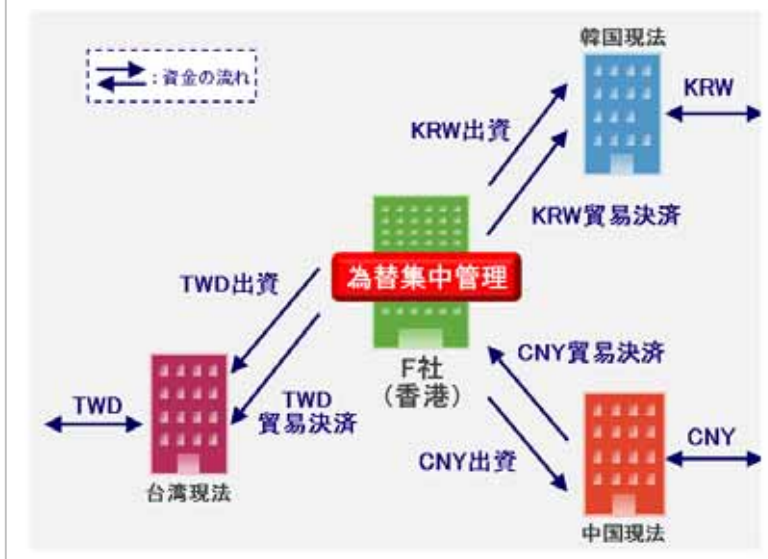
**<事例3> 統括拠点で為替リスクを集中管理したい/その他新たな金融メリットを享受したい**

- F社は日系メーカーの香港統括会社。東アジア地域の各現地法人の統括機能を有するとともに、域内グループ間貿易についても原則、当社を經由して行っている。
- 従来、為替リスクは取引等に応じて各グループ会社が負っていたが、本社からの内部統制強化の要請を受け、できる限り統括会社で為替リスクを集中管理することになった。
- また、この機会にその他新たな金融メリットが享受できれば、積極的に活用していきたい。

各グループ会社所在国・地域の現地通貨建て決済にシフトすることにより為替集中管理が可能

香港統括会社・グループ会社間の決済通貨も米ドル建てが多く、米ドルと現地通貨(人民元・台湾ドル・韓国ウォン等)の為替リスクは各グループ会社が負担しているケースが多い。しかし、本社からの内部統制強化の要請等により、統括拠点で為替リスクを集中管理するニーズが高まっている。

**【図5】統括拠点での為替リスク集中管理のイメージ**



本ケースにおいては、F社と各グループ会社との契約通貨や決済通貨を各グループ現法所在地の現地通貨に変更することにより、香港統括会社F社における為替集中管理が実現可能である(図5)。

また、中国グループ会社との貿易決済において人民元決済を導入すれば、オンショア人民元(CNY)とオフショア人民元(CNH)の価格差を活用した新たな金融メリットが享受可能である<sup>2</sup>(図6、図7)。

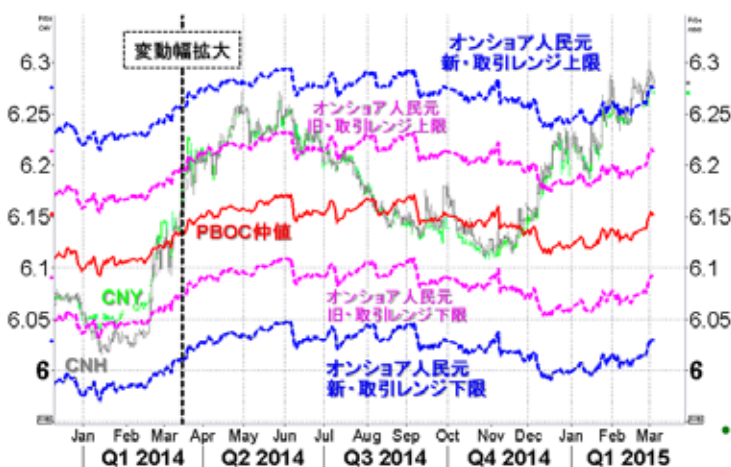
**まとめ**

クロスボーダー決済通貨と言え、米ドル、ユーロ、日本円などを想像するが、今まで見てきたように、既に東アジアの企業は数十種類もの通貨を活用し、各種メリットを享受している。

日系企業についても従来は日本とアジア等海外の商流・資本流が中心であったが、グローバル化の進展等によりアジア域内を含めた海外間での商流・資本流が増加している。

また、各国・地域の外貨管理規制緩和の動きなどにより企業のクロスボーダー決済方法に関する選択肢は増加しており、今後は従来以上に、“決済通貨ストラテジー”の見直しによる新たなメリットを追求する動きが加速されよう。

**【図6】オンショア人民元(CNY)、オフショア人民元(CNH)の推移**



(資料)ロイターよりみずほ銀行作成

**【図7】オフショア(中国以外)企業の人民元(CNY、CNH)調達可否**

| 決済の種類・用途 |               | 調達可否 |      |
|----------|---------------|------|------|
|          |               | CNY  | CNH* |
| 経常決済     | ①貨物輸出入代金      | ○**  | ○    |
|          | ②サービス貿易代金、その他 |      |      |
|          | ・ ロイヤルティー     |      |      |
|          | ・ 配当          | ×    | ○    |
| 資本決済     | ③親子ローン        | ×    | ○    |
|          | ④資本金(新規設立・増資) | ×    | ○    |
|          | ⑤合併・買収、持分譲渡   | ×    | ○    |

\*RMB 預金を決済に使用する場合は、CNHと同様の取り扱い。  
 \*\*中国本土が関係しない海外-海外間のRMB決済にCNYは利用不可。  
 (資料)中国人民銀行、香港金融管理局等

<sup>2</sup> 原則、オンショアでのエクスチェンジはCNY・オフショアでのエクスチェンジはCNHであるが、オフショアにおいて中国との貿易決済に関するエクスチェンジであれば、オフショア企業(本ケースのF社)はCNY・CNHのうち有利なレートを用いてエクスチェンジを行うことが可能。





## ASEAN への挑戦 ～二極化する日系企業の ASEAN 投資動向～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

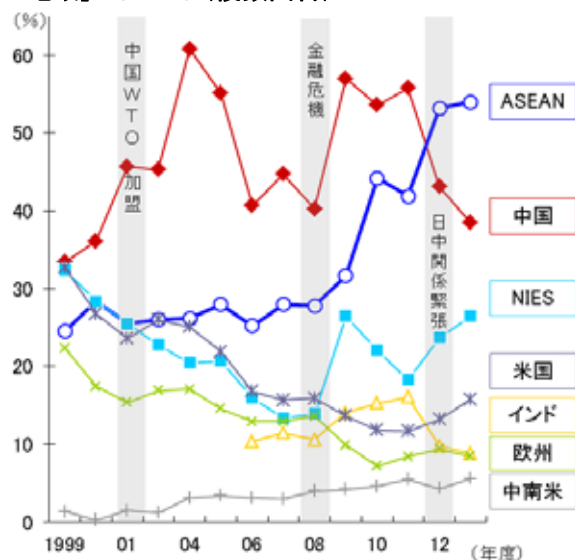
ASEAN を目指す日系メーカーの動きが止まらない。タイやインドネシアなど自動車産業を筆頭に従前から製販両面で日系企業の人気を集めてきた国々はもちろんのこと、ベトナムやフィリピンのほか、昨今はカンボジアやミャンマーなどの新興国にも触手を伸ばす企業が増えている。先行的に進出した企業は何を求め、なぜその国を選んだのか。本稿では製造業のチャイナ・プラスワンの本命とされるベトナムとフィリン、そして ASEAN 域内市場を狙う中、最後のフロンティアとして期待を集めるミャンマー、カンボジアへと向かう日系企業の動きを追いつつ、各国の現状とリスクについて考察する。

### 強まる ASEAN 志向

ASEAN を目指す日本企業の動きはここ数年、加速の一途をたどっている。JETRO や JBIC、みずほ総合研究所など各機関による日系企業の投資動向調査結果<sup>1</sup>をみると、日中関係の緊張と中国の景気減速が明らかになった 2012 年を境に、今後の注力先として ASEAN を挙げる企業が中国を上回るようになり、その傾向は年々顕著になっている(図表1)。14 年は円安の影響もあり、海外投資の勢いにややブレーキがかかった感はあるが、製造業企業にとって市場の成長性、また生産コスト面から勘案すれば、日本回帰が始まるレベルには至っておらず、日系企業の ASEAN 志向は当面、持続するものとみられる。

<sup>1</sup> みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」(2014 年)、JETRO「在アジア・オセアニア日系企業実態調査(2014年度調査)」、JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告～2014年度海外直接投資アンケート結果(第 26 回)～」

【図表1】日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」のトレンド(複数回答)



(資料)みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」(2014 年)

一方、こうした日系企業の動きは大きく2つの潮流に分けることができる。一つは、ベトナムやフィリピンを中国に代わる輸出加工拠点と位置づける輸出志向型製造業企業のプラスワン、そしてもう一つが、ASEAN マーケットへの対応策として、既存の ASEAN 拠点と連携しつつより安価な労働

力を確保し、域内分業や生産品の棲み分けを図る新興国開拓の動きである。前者では電機・電子部品関連産業、後者では縫製や製靴、ワイヤーハーネスなどの労働集約型産業が中心と、産業別に傾向が分かれているのも特徴といえよう。

### チャイナ・プラスワンとしてのベトナム、フィリピン

足元の動向を見ると、プラスワンの本命とされるベトナム、フィリピンでは、日系大手プリンターメーカーが生産規模を拡張しているのが目立つ(図表2)。従前の主力生産地であった中国・華南地域から距離的に近いこと、生産シフト後も原材料や部材が調達しやすいことのほか、中国に比べ安価で豊富な労働力、新興国に比べ整ったインフラや工業団地、輸出加工産業に対する国の優遇政策などが背景にある。さらにエレクトロニクス関連産業の場合、人手も生産設備も必要なだけでなく、単純な組立加工にとどまらない工程も多い。

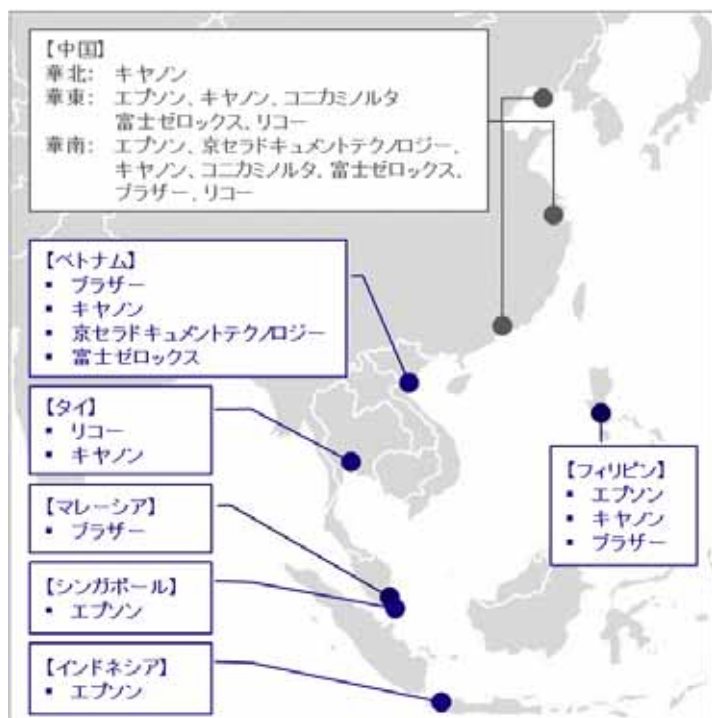
この点、両国とも機械を使いこなしつつ経験を蓄積できる良質な人材が確保でき、育成も可能と、現地担当者の満足度は概ね高い。いずれの国も地場企業の成長が遅れているため現地調達率の引き上げが課題であるが、昨今は日系の中小サプライヤー企業が集積しつつあり、相応の産業クラスターが形成されようとしている。進出した各社ともビジネスの見通しは前向きかつ強気で、工場拡張や生産拡大に余念がないようだ。

ただ、ベトナムでは昨今、韓サムスンや米インテルなど海外電機・電子、IT 大手の大規模投資が目立っている。14年は同国のFDI認可額219.2億米ドルのうち、3割近くをサムスン・グループが占めたほか、15年1Qも国別投資で韓国が約4分の1を占めるなど、特に韓国勢の投資拡大が顕著だ。こうした海外からの直接投資の増加はベトナムの経済成長を後押しする一方で、労働コスト

の上昇や、労働力の確保難を招きやすい。同国では15年1月から最低賃金を引き上げたこともあり、外資企業が集積する北ベトナムではワーカー賃金が実勢ベースで200~250米ドル前後に達しており、16年には300米ドルを超えるとする予測もある。「それでも、中国工場より(生産コスト)は2~3割安い」(現地日系企業)ようだが、今後の労賃上昇とその対応策は織り込んでおくべきであろう。

その点、フィリピンは賃金上昇率が緩やか(次頁図表3)で、労働力にもまだまだ余力があるため、長期的な戦略が描きやすいというメリットがある。とはいえ、人材輸出大国でもあるフィリピンは転職・離

【図表2】主要プリンターメーカーの進出状況



(資料)各社 IR 資料

職率が高く、せっかく育てた人材をいかにつなぎとめるかが進出各社共通の課題となっている。さらにベトナムと同様、地場産業が乏しく現地調達に難しいことのほか、他国比で割高な電気代なども生産コスト削減の重しになっている。豊富な労働力を生かしつつ、その他のコストを如何におさえていくかが、同国進出を検討する際のポイントになる。

### 新興国に高まる期待と現実のギャップ

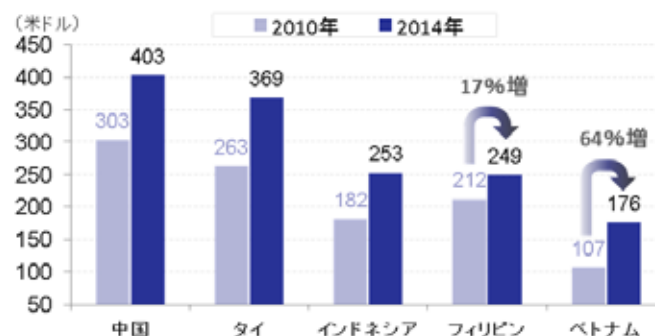
他方、プラスワンに沸く国々ではなく、ハードルは高いものの、まさにこれからの発展・成長が期待される国々に活路を見出そうとする企業が向かっているのが新興国である。中でも、アジアのラスト・リゾートとされるミャンマーと、外資規制が少ないカンボジアは、タイを中心とした既存の生産拠点との連携した生産体制が描きやすいこともあり、ここ数年、日系企業が大量に現地視察に訪れたり、市場調査のために駐在員事務所を設立する企業が増えているのは周知のとおりだ。

このうち、ミャンマーについては、今夏にも完成予定の工業団地、ティラワ SEZ(写真)の稼動が日系企業の投資拡大の契機になるとみられている。日本政府なども支援する同 SEZ へは一部企



造成が進むティラワ SEZ(14年11月撮影)

【図表3】各国賃金比較



(資料)JETRO「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

業がいち早く進出を決定し、工場建設をスタートしているが、軍事政権の時代から同国でビジネスを展開する日系企業は冷静にその進捗を見守っている。SEZ が稼動しても、都市部と工業団地を結ぶ接続道路や隣接する発電施設の整備、物流環境の脆弱さなど現地企業を取り巻く環境は未だ厳しい。何より、同国が民主化の道を歩み始めてからまだ日が浅く、今年秋に控える大統領選挙の行方も含め、「インフラなどのハード面だけでなく、法律や規制、それらの運用も含めたソフト面がまだまだこれから」(現地日系企業)というのがその理由のようだ。

実際に同国を訪れた企業も、潜在的な魅力は認めつつ、現時点での進出は難易度が高いとし、先行企業の状況を見つつ同国の可能性を見極めようとするケースが多い。本格的に同国への投資を検討する企業の中には、じりじりと上昇するワーカーコストなども勘案し、さらにハードルは上がるものの、他の日系企業と競合しにくいヤンゴン以外の都市や、陸路物流の改善を見越しタイとの連携が検討可能な国境付近に目を向けるケースもあるようだ。

一方のカンボジアは、バンコック～プノンペン～ホーチミンを結ぶ南部回廊でボトルネックとされてきたメコン川をわたる橋梁の完成を間近に控え、いよいよ本格的な投資ブームの到来がささやかれている。かねて外資企業に対し開放的な政策を採ってきた同国では、業種を問わず法人設立が比較的容易であるほか、即入居可能な工業団地も首都プノンペンをはじめ国内各所に複数ある。先行進出する日系企業の多くが既に、タイやベトナムの既存拠点と連携した生産分業・補完体制を構築していることもあり、回廊が開通しモノが動き出せば、利便性もさらに向上するとみられる。

懸念はワーカー賃金の急騰で、15年の最低賃金は前年の100米ドルから128米ドルに引き上げられ、足元の実質ベースでは150米ドル以上ともされる。また識字率も他国に比べ低いいため、従業員教育に手間がかかることのほか、熟練工や中間管理職人材の不足を嘆く声も聞かれた。

### 求められる多様な視点

3月にアジア開発銀行(ADB)が発表した最新の経済見通しでは、中国の景気減速が目立つ一方で、アジア経済の見通しは明るい(図表4)。なかでも新興国とされる国々はいずれも高い経済成長率が見込まれており、原油安や米欧経済の回復など外部環境の好転が国内消費の喚起や輸出増に好材料となり、さらなる成長を後押しするとみられている。

一方、特に発展途上にある国々では、ソフト・ハード両面におけるインフラの改善やオペレーション上のさまざまな非関税障壁の低減など、課題は未だ多い。また今回取り上げたいずれの国でも共通して聞かれたのが、調達と物流の難しさであった。こうした現地企業の悩みは、域内サプライチェーンの構築といった企業努力だけでなく、これを後押しする国レベル、あるいはASEAN各国の協力・施策がなければ改善しきれないものもある。

今年末に予定されるASEAN共同体(AEC)の創設も、実態は遅れが目立っており、国境を越えたさらなる協力の推進と実行が望まれる。そして、ASEANへの投資を検討する日系企業においては、プラスワンにおいても、あるいは域内分業・補完体制の構築においても、多様な視点からの十分な事前調査と、新興国の台頭も含めた中長期にわたる事業戦略構築が求められよう。

【図表4】アジア各国のGDP成長率実績・見通し

|              | 2011年      | 2012年      | 2013年      | 2014年      | 2015年      | 2016年      |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <b>東アジア</b>  | <b>8.1</b> | <b>6.6</b> | <b>6.8</b> | <b>6.6</b> | <b>6.5</b> | <b>6.3</b> |
| 中国           | 9.3        | 7.7        | 7.7        | 7.4        | 7.2        | 7.0        |
| 香港           | 4.8        | 1.7        | 2.9        | 2.3        | 2.8        | 2.9        |
| <b>東南アジア</b> | <b>4.8</b> | <b>5.8</b> | <b>5.1</b> | <b>4.4</b> | <b>4.9</b> | <b>5.3</b> |
| カンボジア        | 7.1        | 7.3        | 7.4        | 7.0        | 7.3        | 7.5        |
| インドネシア       | 6.2        | 6.0        | 5.6        | 5.0        | 5.5        | 6.0        |
| ラオス          | 7.8        | 7.9        | 7.9        | 7.4        | 7.0        | 7.2        |
| マレーシア        | 5.2        | 5.6        | 4.7        | 6.0        | 4.7        | 5.0        |
| ミャンマー        | 5.9        | 7.1        | 8.3        | 7.7        | 8.3        | 8.2        |
| フィリピン        | 3.7        | 6.8        | 7.2        | 6.1        | 6.4        | 6.3        |
| シンガポール       | 6.2        | 3.4        | 4.4        | 2.9        | 3.0        | 3.4        |
| タイ           | 0.1        | 6.5        | 2.9        | 0.7        | 3.6        | 4.1        |
| ベトナム         | 6.2        | 5.2        | 5.4        | 6.0        | 6.1        | 6.2        |
| <b>南アジア</b>  | <b>6.4</b> | <b>5.1</b> | <b>6.5</b> | <b>6.9</b> | <b>7.2</b> | <b>7.6</b> |
| インド          | 6.7        | 5.1        | 6.9        | 7.4        | 7.8        | 8.2        |

(注)15、16年は予測値 (資料)ADB「Asian Development Outlook 2015」(Mar.





## 【India】インドビジネス最新情報 第14回

2015年度インド政府予算案  
～ 直接税に関する改正～

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ  
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

2月28日、インドの2015年度政府予算案が公表された。昨年5月のモディ政権発足後、8月にナレンドラ・モディ首相の来日および日印戦略的グロー

バル・パートナーシップの調印、10月にはインド側でのその具体化策

として、インド政府内に日本特別チーム「Japan Plus」が設置された。この一年で日印関係が急速に深まる中、ナレンドラ・モディ首相の経済政策、財政政策のほかに規制緩和にも期待が高まっている。14年度の政府予算においてサプライズはなかったと言われるが、政権発足直後であったこともあり、今回の15年度政府予算案が実質的には通年での初の予算案であり、注目が集まった。今回は当該15年度インド政府予算案のうち法人所得税に関して解説する。なお、当予算案で公表された改正法案は今後、国会で承認を受ける必要があることには留意されたい。

**法人所得税本税**

今回の予算案において基本税率の変更は提案されておらず、表1のとおりである。一方、今後4年間で内国法人の税率は5%引き下げられることが提案されている。

これはインドの法定実効税率は他国のそれと比して高水準にあるため、引き下げることにより諸外国からの投資の妨げとなることを防止するのがその目的だ。表2は各国の法人税率、および主観であるが過去からのトレ

【表1】インドにおける法人税率

| 法人の種類 | 税率  |
|-------|-----|
| 内国法人  | 30% |
| 外国法人  | 40% |

【表2】各国の法人税率

| 諸外国    | 法定実効税率(現在) | トレンド   |
|--------|------------|--------|
| イギリス   | 21.00%     | 引き下げ方向 |
| 日本     | 35.64%     | 引き下げ方向 |
| 中国     | 25.00%     | 横ばい    |
| 韓国     | 24.20%     | 引き下げ方向 |
| シンガポール | 17.00%     | 横ばい    |
| タイ     | 20.00%     | 引き上げ方向 |
| 香港     | 16.50%     | 横ばい    |
| 台湾     | 17.00%     | 横ばい    |
| マレーシア  | 25.00%     | 引き下げ方向 |
| インドネシア | 25.00%     | 横ばい    |
| フィリピン  | 30.00%     | 横ばい    |
| ミャンマー  | 25.00%     | 横ばい    |

ンドを記したものである。概ね 20%から 25%を目指し引き下げ傾向にあることがわかる。

インドにおいても内国法人の所得税率が将来的に引き下げられることが見込まれる一方で、課税所得が 1,000 万ルピー超の企業に対する課徴金(サー・チャージ)および1億ルピー超の企業に対する課徴金は、それぞれ5%から7%、10%から12%へと引き上げられている。また、配当分配税の税率に変更はないが、課徴金に関してはやはり 10%から12%へと引き上げられた。

これにより法人税率の低い内国法人であっても本主に配当金を支払うまでに 46%<sup>1</sup>程度の税金を支払うことになる。これは外国法人に適用される法人税率よりも高いことになる。なお、外国法人の場合には配当分配税は発生しない。

### 法人所得税に関する源泉徴収

法人税の源泉徴収に関しては、より厳格な規制への提案がなされた。まず日本本社等の非居住者への支払いに関しては、現在は源泉徴収の対象の場合に特定のフォームにより当局に通知することが要求されているが、当予算案においては源泉徴収の対象でない場合にも当局への通知を必要とするよう提案されている。そして、従業員積立基金(EPF)からの引き出し時においても、3万ルピー以上を満期前に引き出す際には 10%の源泉徴収が控除されることとなる。

他方、日系企業においては技術支援料として日本本社に送金するケースが良く見受けられるが、こ

のような非居住者に対するロイヤリティーおよび技術支援料(FTS)の支払い時の源泉税は 10%に減少した。ただし、当該非居住者がインドの Permanent Account Number を持っていない場合には従前と同様の税率が適用されることに留意されたい。

### 法人所得税に関するその他の提案

今回の予算案では、これまでで言及してきた変更のほか特定の地域への投資に対する優遇措置も提案された。すなわち、Andhra Pradesh 州および Telangana 州内の特定の後進地域に対しては、15年4月1日から20年3月31日までの期間に新しい工場や機械の製造に着手した場合には、通常の減価償却に加え、追加で認識可能な減価償却額がそれらの取得価額の 35%まで引き上げられた。またこのような場合には Income-tax Act, 1961 第 32 条 AD により 15%の追加の投資控除を認識できる。

製造業者および発電業者に関しては、新しく工場および機械を取得した年度での使用日数が 180 日以下の場合には、追加で認識可能な減価償却額のうち未認識部分を翌年度に持ち越すことが可能となった。

他方、固定資産の売買交渉において交渉が決別した場合には、事前に留保していた前受金は、返還義務がなくなった時点でその他の収益とみなされ課税されることに留意が必要である。

### GAAR(General Anti Avoidance Rules in India 一般的租税回避否認規定)

GAAR とは、一般に容認できない租税回避行為がある場合に、当局がその便益を否定し、課税す

<sup>1</sup> 税引後利益全額を分配したと仮定した場合：  
 $100 \times 30\% = 30$ 、 $70 / (100\% - 15\%) \times 16.995\% \approx 15.9$ 、 $30 + 15.9 = 45.9$

ることを可能とする規定である。12年予算案で法案化し(Chapter X-A of the Income-tax Act, 1961)、15年4月1日から適用されることが公表されていた。14年度の政府予算で言及はなかったが、当予算案において17年4月1日より将来に向かって適用されることが公表された。当法案は日系企業にとって不測に課税されるリスクを高めるものであり、今後の動向に留意が必要だ。

※次回は第43号に掲載します。

  
**SCS**

  
**CCI**  
CORPORATE CATALYST  
INDIA PVT LTD  
(In Joint Venture with SCS Global)  
[www.cci.in](http://www.cci.in)



**石倉 瞬 (いしくらしゅん)**

日本国公認会計士  
エス・シー・エス国際会計事務所  
Corporate Catalyst (India)  
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【Vietnam】

# ベトナム現地法人と日本本社の 役員を兼務する場合の 個人所得税の申告の実務及び課題

福本 直樹 I-GLOCAL CO., LTD.

## 1. はじめに

近年、ベトナムビジネスの戦略的な重要性が高まったことを受け、日本親会社の経営幹部クラスの人材がベトナム現地に駐在し、現地法人の法的代表者になる事例が増えている。

ベトナムは、企業法 46 条、67 条、95 条において、「法的代表者はベトナムで住所を有していなければならない」とされていることから、ベトナム法人の代表者はベトナムでの個人所得税納付に際し、全世界所得の申告が求められると考えられる。一方で、この法律が実務的に税法と直接結びついていないため、実際にベトナム法人の代表者でも非居住者として個人所得税を納税しているケースも多く見られる。

そこで本稿では、日本の役員とベトナムの代表者を兼務する場合に考えられるケースについて検討をし、今後の対応について述べることにする。

### 役員が受け取る報酬等の範囲

日本の親会社で役員を務め、かつベトナム法人の代表者である者の所得として、一般的には、ベトナム法人からの役員報酬や住居手当他各種

手当、日本法人からの役員報酬、そして時にはストックオプションや株式配当等が考えられる。

居住者となる国では課税所得は全世界所得となり、非居住者となる国では役員として得た国内所得が課税対象となる。居住者となる国では非居住者として課税された税額を外国税額控除を適用して、二重課税を防ぐことが原則的な取り扱いとなる。

上記ケースで企業法を厳守した場合、ベトナムでは全世界所得が課税され、日本法人からの所得は日本でも課税されて、ベトナムで外国税額控除を適用することとなる。

### 日本での非居住者としての納税実務

日本では非居住者の給与所得、退職手当、配当金等に復興特別所得税を併せて 20.42%の税金が課される。

加えて、日本に住所を有した状態を継続した場合、翌年に 10%の住民税が課税されることとなる<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 住民票を有しつつ、海外駐在する場合の住民税免除の手続きは、役所により異なるため、該当する場合は、各役所に問い合わせることを勧める。



日本法人で従業員としてベトナム法人に出向し、日本での仕事をしておらず、日本国内での所得がなければ、非居住者として日本で課税されることはない。ただし、日本法人で役員の場合、日越租税条約第 16 条において、役員報酬に対して、居住地ではない国の法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金については、その法人のある国で課税することができることと規定されている。そのため、日本で非居住者であったとしても、日本法人の役員については、個人所得税が課税される。これはベトナムでも同様で、ベトナム法人の役員に対しては、非居住者であっても 20%の税金が課されることになる。

### ベトナムでの納税実務

ベトナムで法的代表者になることにより、日本での住居を引き払いベトナムに住所を持ち、日本では非居住者として役員を務める場合、ベトナムで全世界所得を課税所得として個人所得税を申告し、上記の通り日本で非居住者として納付した個人所得税はベトナムで税額控除を適用することになる。

ベトナムでの個人所得税の外国税額控除については、Circular156/2013/TT-BTC において、納付書、申告書、支払証明書の添付が求められている。しかし、日本の非居住者の所得税は源泉徴収課税でこれらの書類が入手できないケースも考えられる。当該 Circular が発行された当初は、入手できない書類について、提出できないのであれば控除はできないとされていた。しかしその後、オフィシャルレターでの規定ではあるが、これらに代わって納税証明書を日本の税務署より発行してもらい、納税証明書を添付して確定申告するこ

とで外国税額控除を適用されているケースが増えている。この非居住者の納税証明書の入手については、源泉徴収義務者である日本法人が支払いごとに税務署に申請をする<sup>2</sup>。

### 居住地の判定が困難な場合

ところで、上記のようにベトナムで居住者、日本で非居住者と明確な場合だけでなく、居住地の判定が困難な以下のようなケースが考えられる。

ベトナムでは年間 183 日以上住所を有している場合、もしくは 183 日以上住居契約を有する場合(こちらは他の国の居住者証明をすることで、非居住者となることが可能)に、居住者として全世界所得が課税対象となる。一方で日本では、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人を「居住者」と規定し、居住者以外の個人を「非居住者」と規定している。

そのため、ベトナムに 183 日以上滞在するが、日本を原則的な住所地としている場合は、両国の国内法による居住者になることがある。

その場合、日越租税条約第4条による居住地判定を行うことになる。租税条約での判定は以下の通り記載されている。

- ① 使用する恒久的住居が所在する国の居住者とみなす。両国に恒久的住居がある場合は人的、経済的関係により重要な利害関係の中心がある国の居住者となる。

<sup>2</sup> 詳細は、日本国国税庁の「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明願」を参照されたい。

- ② 上記①により決定できない場合は、常用の住居が所在する国の居住者となる。
- ③ 上記②により決定できない場合は、自己が国民である国の居住者となる
- ④ 両国の国民である場合、もしくは両国の国民でない場合は、両国の当局は合意により解決する。

### 今後すべき対応

租税条約では上記のように規定しているが、実際に暦年で 183 日以上ベトナムに滞在した代表者を、日本の居住者として、ベトナムでは非居住者として個人所得税を納めていた場合に、後の税務調査にて担当官を納得させることは容易ではないと考えられる。したがって、まずはこのような状況を避けることを勧めるが、不可避な場合は、上記①について、重要な利害関係を明確にしておくことが必要となる。

日本とベトナム両国で重要なポジションに就く役員の派遣については、上記の問題を認識し、あらかじめ両国での滞在日数を見積もり居住地となる国を明確にして、確定申告の時期に想定外の個人所得税が課されることがないように、事前に専門家に相談することをお勧めする。

※次回は第 44 号に掲載します。




**福本 直樹**  
(ふくもと なおき)  
I-GLOCAL CO., LTD.  
シニアコンサルタント

日本の税理士法人勤務時代、外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。現在は I-GLOCAL ハノイ事務所代表としてベトナムに進出している日系企業のサポートを行っている。



[Singapore]

## シンガポール 2015 年度財政予算案 ～ 税制改正を中心に ～

是松 洋平 RSM チオリム

### はじめに

シンガポールでは毎年2月に予算案が発表される。予算案の作成において、税務は優遇税制などの歳出面、税率などの歳入面の両方にかかってくるため、重要な改正ポイントの一つである。本稿では、2015年度(15年4月～16年3月)財政予算案について、税制改正を中心に解説する。

なお、本稿で何度か YA20XX という表現が出てくるが、YA (Year of Assessment) は 20XX の前年を決算期末とする会計年度のことを指す。これはシンガポールでは決算期末の翌年 11 月が法人税の申告期限であることに起因している。つまり YA20XX は 20XX 年 11 月に法人税申告の期限が到来する会計年度のことを指している。例えば 14 年 3 月が決算期末である場合も 14 年 12 月が決算期末である場合も、ともに YA2015 である。

### 1. 個人所得税の増額

今年の予算案で大きな関心を呼んだのは、個人所得税の増税である。年収 16 万シンガポールドル(以下、Sドル)以上の個人に対して1%から2%増税され、最高税率が従来の 20%から22%に増加する。シンガポールの税率が低いこ

とが、外国からの投資を呼び込む理由の1つとなっていることから、税率アップは関心を持って報じられた。ただ本改正は昨年度の予算案で発表された社宅支給に対する所得税の実質増税(社宅支給については、現金給与の 10%としていた上限を撤廃)と同じ文脈にあると思われる。つまり、報酬体系に応じた税負担を個人に負ってもらうという考え方だと思われる。

### 2. 移行補助パッケージの縮小

シンガポール政府は 12 年予算案で、企業の負担増を伴う外国人労働者の流入規制などの政策変更による影響を緩和するため、移行補助パッケージを発表した。そのパッケージについて、今年3年間の期間が終了し、それぞれ縮小、廃止が発表された。

まず PIC ボーナスについては延長をせず、今年の申告を最終年度として廃止することが決定した。PCI ボーナスとは、PIC (Productivity and Innovation Credit Scheme = 生産性を向上させる6つの活動について支出額の 400%の損金算入あるいは60%の現金を受け取れる優遇制度)の本体に加え、1YAにつき5,000Sドル以上の支出をした場合、YA2013 から YA2015 までの3年間で1万 5,000Sドルを上限に、該当支出額と同額の現金を受け取れる制度である。PIC 適用を

受けられる自動化機器などの購入負担を減らすための一時的な措置だったため、廃止されたと考えられる。

低賃金労働者の賃金上昇を進める企業に対する企業を支援する Wage Credit Scheme(月給4,000Sドル以下の従業員の増額給与の40%を会社が援助)については、2年間延長された。ただ、政府の補助割合が20%に縮小された。

法人税の30%還付は、2年間延長された。これも Wage Credit Scheme と同様に縮小が図られ、上限還付額が従来の3万Sドルから2万Sドルへ減額された。

### 3. M&A、国際化などに対する支援強化

M&A 控除(M&Aにかかる費用の2倍まで費用控除可能)が5年間延長され、一部対象が拡大された。例えば従来は50%超の株式取得のみが対象だったが、20%超50%以下であっても、シンガポール会計基準の関連会社の要件を満たし、かつ取締役の派遣をすれば本控除の対象とすることが出来るようになった。

また、シンガポール企業の他国進出を補助する制度、エンゼル投資家優遇税制もその改正、延長が議論されているが、今回の予算案までには結論が出ず、継続審議となった。

企業の規模拡大、国際展開に対する支援をシンガポール政府が継続していく姿勢がこれらの税制延長、改正からうかがわれる。

今回の予算案では、調整に時間がかかったのか、一部の改正について、提案されている改

正とそれに対するコメントを付し、継続審議となったのが1つの特徴である。

### 4. 多様な労働者確保のための改正

今年6月に予定されていた低賃金の外国人労働者を雇う際にかかる徴収金の増額が1年間(製造業は2年間)延期された。

また外国人メイドにかかる徴収金(子供、障害者がいる家族向け)が従来の120Sドルから、60Sドルに減額された。これと同時に適用を受ける子供の対象年齢が12歳以下から16歳以下の子供へと広がった。

Special Employment Credit(高齢者雇用補助金)の改正も提案された。補助対象を現在の50歳以上から65歳以上に変更し、補助割合を最高8.5%から11.5%に引き上げるという提案である。

これら3つの改正からは、外国人、子供のいる親、高齢者などの多様な労働者を労働人口に含めることで、シンガポールの競争を促そうとしている狙いが見える。

特に外国人について言えば、ここ数年流入規制をしてきたが、現実的に労働環境の厳しい職場で働くシンガポール人を確保することは難しく、一方で来年の選挙をにらむと急な政策変更が難しい中で、徴収金の増額の停止という地味な分野から手をつけた、シンガポール政府の現実的な姿勢が大変印象的である。



## 5. CPF の改正(去年から継続)

昨年のレポート<sup>1</sup>でも触れたが、CPF (シンガポールの年金制度)機能強化のための改正が、今年も継続して行われた。今年の改正は2つあり、1点目は16年1月より毎月のCPFの上限額を従来の5,000Sドルから6,000Sドルに引き上げたことである。もう1点は50歳以上のCPF拠出率を増加した点である(表1)。シンガポールの国民が、リタイア後も安心して生活できるよう、現役の間に十分な金額をCPFに積み立てさせようとする姿勢が見える。

## 6. その他

- GST登録前後にまたがって提供される財、サービスのために購入された財、サービスについて、15年7月1日より、GST登録前6か月以内に購入されたものについてはそ

【表1】CPF 拠出割合

| 年齢       | 雇用主による<br>拠出割合(%) | 従業員による<br>拠出割合(%) | 合計(%)       |
|----------|-------------------|-------------------|-------------|
| 35歳以下    | 17                | 20                | 37          |
| 36歳から45歳 |                   |                   |             |
| 46歳から50歳 |                   |                   |             |
| 51歳から55歳 | 17.0 (+1.0)       | 20.0 (+1.0)       | 37.0 (+2.0) |
| 56歳から60歳 | 13.0 (+1.0)       | 13                | 26.0 (+1.0) |
| 61歳から65歳 | 9.0 (+0.5)        | 7.5               | 16.5 (+0.5) |
| 65歳以上    | 7.5               | 5                 | 12.5        |

(注)カッコ内は増加拠出パーセント

れが免税対象の財、サービスで無いことを条件に全額控除対象と出来るよう改正された。(従来は登録後分のみを抜き出して、登録後部分のみ控除対象)。

- 本予算案に先立つ15年1月、移転価格のガイドライン改正が公表された。簡単に言うと、移転価格の文書の準備が原則、グループ間取引を行うすべての企業に義務付けられたことである。ただ事務負担を考慮し、一部の企業は対象から外された。

具体的な対象除外企業としては、グループ間取引がシンガポール企業同士で行われている場合、コストの5%を利益とする(5%マークアップ)グループ間取引、移転価格の事前確認制度を利用している場合、およびグループ間取引の合計金額が表2の基準金額以下の場合である。

【表2】移転価格文書作成の対象除外となるグループ間取引基準額

| グループ内取引            | 基準金額(Sドル)         |
|--------------------|-------------------|
| グループ企業からの財の購入の合計金額 | 1,500万            |
| グループ企業への財の販売の合計金額  | 1,500万            |
| グループ企業からの借入金合計金額   | 1,500万            |
| グループ企業への貸出金合計金額    | 1,500万            |
| その他のグループ間取引<br>例えば | 各カテゴリーごとに<br>100万 |
| - サービス収入           |                   |
| - サービス支払           |                   |
| - ロイヤリティ収入         |                   |
| - ロイヤリティ支払         |                   |

<sup>1</sup> 本誌第31号参照。

## 7. 最後に

今回の予算案では継続審議となった項目が多く、それだけ試行錯誤の末に組まれた予算であることがうかがえる。また PIC ボーナスの廃止や、所得税の引き上げなど、引き締めるところは引き締めたバランスの取れた予算案であると考ええる。

実は日本企業にとって一番影響の多い改正は、最後に触れた移転価格のガイドライン改正であるかもしれない。一度貴社のグループ内取引を洗い出し、貴社が文書の事前準備が必要であるかどうかを把握し、事前準備が必要な場合は、専門家への相談を検討することをお勧めする。

(参考資料)シンガポール IRAS ウェブサイト:

<http://www.iras.gov.sg/irashome/page03a.aspx?id=15547>



是松 洋平  
(これまつ ようへい)  
RSM チオリム  
(シンガポール、中国)  
日本デスク

日本国内での事業会社、会計事務所などでの勤務を経て、2012年4月より現職。現在日本企業の会社設立、シンガポールでの事業展開、税務、会計関連のアドバイスなど各種アドバイスを提供。

## Business [China]



# 「外国投資法」意見募集稿 ～ 外国投資分野の重大な改革 ～

杜雲華 君澤君法律事務所上海分所

### 初めに

改革開放以来、中国は膨大な外資法律体系を形成してきた。これらは中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法および外資企業法（以下、「外資三法」）を基本とし、多くの行政法規、地方法規、部門規範および地方政府規範等を含んでいる。この外資法律体系の特徴は内資と外資が別々に管理されていることにあり、主に二つの面に反映される。一つは、市場参入にあたり、外商投資プロジェクトについては発展改革部門の、外商投資企業の設立および変更については商務部門の認可を取得しなければならないことである。もう一つは、内資・外資企業の設立、組織形式、管理機構、経営管理、終止等の面において明らかな区別があることである。前者は「会社法」、「パートナーシップ企業法」、「個人独資企業法」等の法律を適用し、後者は外資三法を優先的に適用する。

しかし、案件毎に審査認可をする管理制度は中国の開放型経済新体制構築の需要に対応できず、市場の活性化にも不向きである。また、内資に関する法律と外資に関する法律とは重複、矛盾する部分も多くある。これらを踏まえ、2015年1月19日、中国商務部は「外国投資法」意見募集稿（以下、「外資法意見稿」）を公布した。外資法意見稿は中国の外資法律体系の全面的な再構

築を示唆するものであり、「外国投資法」の実施後、外資三法は廃止され、中国は新しい外国投資の時代を迎えることになる。本稿では、外資法意見稿における比較的重要な制度について紹介する。

### 一 外国投資者および外国投資の定義

「外国投資法」は外国投資者の中国における投資に適用される。即ち、外国投資者の中国国内における投資活動のみが外国投資法の制限を受ける。そこで、まず外国投資者および外国投資の定義を明確にする必要がある。

#### 1 外国投資者

外資法意見稿 11 条によると、外国投資者とは①中国の国籍を持たない自然人、②その他の国または地域の法律に基づき設立された企業、③その他の国または地域の政府およびその部門または機構、④国際組織——を指す。また上記の主体に「コントロール」されている国内企業は外国投資者と見なされる。この場合、当該国内企業は二重の身分があることになり、一方では外国投資企業（中国法人）であり、もう一方では再投資する際に外国投資者と見なされる。例えば、ある日本の会社が中国の国内に設立した 100%子会社または支配権を有する子会社は外国投資者と見な

され、かつ、後者が設立した支配権を有する子会社、孫会社等もまた外国投資者と見なされる。

外資法意見稿 18 条によると、ある企業に対する「コントロール」には以下の三つの類型が存在し、合わせて五つの情況に分けられる。

- (1) 直接または間接的に当該企業の 50%以上の株式、持分、財産分、議決権またはその他の類似の権益を有する場合。
- (2) 直接または間接的に保有する上記の権益は 50%未満であるが、以下のいずれかの情況がある場合。
  - ① 直接または間接的に当該企業の董事会または類似の決定機関の半数以上のメンバーを任命する権利を有する場合。
  - ② 推薦者が当該企業の董事会または類似の決定機関の半数以上の議席取得を確保する能力を有する場合。
  - ③ 与えられた議決権が株主会、株主総会または董事会等の決定機関の決議に重大な影響を及ぼすことができる場合。
- (3) 契約、信託等の方法で当該企業の経営、財務、人事または技術等に決定的な影響を及ぼすことができる場合。

## 2 外国投資

外資法意見稿 15 条により、外国投資者が直接または間接的に以下に掲げる投資活動に従事する場合、管理監督を受ける「外国投資」に属する。

- (1) FDI: 国内(台湾・香港・マカオを除く。以下同様とする)企業の設立

- (2) M&A: 国内企業の持分・株式・パートナー持分・議決権または類似の権益の取得
- (3) 株主貸付金: 権益を有する国内企業に対する一年以上の融資の提供
- (4) 特別許可権: 国内またはその他の中国資源管轄領域に属する天然資源の探査・開発の特別許可権の取得またはインフラの建設・運営の特別許可権の取得
- (5) 不動産: 国内の土地使用権、住宅等不動産の権利の取得
- (6) VIE: 契約、信託等の方法での国内企業のコントロールまたは国内企業の権益の保有
- (7) 国外(台湾・香港・マカオを含む。以下同様とする)間接譲渡: 国外取引が国内企業の実際の支配権を外国投資者に移転させた場合、外国投資者が中国国内で投資を行ったと見なされる。

上記のうち、株主貸付金、特別許可権、不動産、VIE、国外間接譲渡の五つは法律上、初めて「外国投資」であることを明確にした。

## 二 外資参入制度

外資法意見稿では、参入前の国民待遇にネガティブリストを加えた外資管理モデルを確立し、ネガティブリストに記載のない外国投資には中国本国の投資と同等の待遇を与えるとしている。これにより、現在の案件毎に審査する制度は廃止される。この外資管理モデルは 13 年9月から既に上海自由貿易試験区で実施されており、また設立認可を得た天津、広東、福建の自由貿易試験区においても実施される予定である。今後、外国



投資法の実施に伴い、当該外資管理モデルは全国で実施されることとなるとみられる。

当該外資管理モデルは具体的に以下の内容が含まれる。

- 1) 国務院は特別管理措置目録を制定する。当該目録は実施禁止目録と実施制限目録に分けられ、実施制限目録では外国投資に対する制限条件を詳細に列挙する。
- 2) 外国投資者は実施禁止目録に列挙された分野へ投資してはならない。外国投資が実施制限目録に列挙された状況にわたる場合、実施制限目録の規定条件に適合していなければならず、外国投資主管部門に外国投資参入許可を申請しなければならない。
- 3) 実施制限目録に列挙されていない場合は参入許可を申請する必要がなく、内資と同様に法に従って工商登記、外国為替、税務等の手続きをすればよい。

当該外資管理モデルの実施下では、大部分の外資の中国進出について今後、審査が行われず、外国投資者の中国での投資は格段に便利になると考えられる。

### 三 国家安全審査制度

中国は現在、外資の M&A 分野でのみ国家安全審査制度を実施しているが、外資法意見稿 48 条は「国は統一の外国投資国家安全審査制度を確立し、国家の安全を損なう、または損なう恐れのある如何なる外国投資に対しても審査を行う」と明確に規定し、審査対象をすべての形式の外

商投資に広げている。現行の「外資三法」はすべての外商投資に対し、審査認可制度を実行しているため、国家の安全を含む各種要素について外商投資企業の設立申請過程でほぼ全面的な審査を受けることになる。外資法意見稿は参入前の国民待遇にネガティブリストを加えた外資管理モデルを確立し、これによって外国投資に便宜を図ることとなるが、同時に外商投資リスクに対するコントロールは一定程度弱くなる。この点から見れば、外国投資に対する全面的な国家安全審査制度の実施は必然的と言える。

#### 1 審査部門

国務院は外国投資国家安全審査部間連席会議(以下、「連席会議」)を設立し、外国投資国家安全審査の職責を担う。国務院の発展改革部門と外国投資主管部門は共同して連席会議招集機関を担当し、外国投資関連部門と一緒に外国投資国家安全審査を具体的に実施する。

#### 2 審査開始の方式

主に四つの方式がある。①外国投資主管部門が参入審査時に書面で国家安全審査が必要であることを告知する方式。②投資者が自発的に国家安全審査を申請する方式。③連席会議が職権で審査を行うことを決定する方式。④関連部門、業種協会、同業企業、川下企業、川上企業および外国投資者以外の当事者が、国務院外国投資主管部門に国家安全審査を行うことを提案する方式。

#### 3 安全審査の決定類型

安全審査後の結果には三つある。①外国投資が国家の安全を損なわない場合、審査を通過す

る。②外国投資が国家の安全を損なう、または損なう恐れがあるものの、制限条件を付せば危害を除去できる場合、条件付きで審査を通過する。③外国投資が国家の安全を損なう、あるいは損なう恐れがあり、危害を除去できない場合、審査を通過しない。

#### 4 行政訴訟と行政再審議の免除

国家安全審査の決定に対し、外国投資者は行政訴訟と行政再審議を提起してはならない。

### 四 情報報告制度

全国の外国投資状況と外国投資企業運営状況を適時・正確に、全面的に把握するために、外資法意見稿は初めて情報報告制度を確立した。情報報告は強制的義務である。外資法意見稿 80 条は、外国投資者、外国投資企業は本法に従って真実で、正確・完全な情報を提供しなければならない、虚偽の記載、誤解を招く陳述または重大な遺漏があってはならないと定めている

#### 1 情報報告の類型

- (1) 外国投資事項の報告、即ち投資開始段階の報告。外国投資者または外国投資企業は投資実施前に情報報告することができ、投資実施日から 30 日以内に情報報告することもできる。ここでいう投資実施日とは、外国投資の登記完成日（例えば設立した企業の工商登記や購入した住宅の不動産登記）、または投資取引成立の日をいう。
- (2) 変更報告。外国投資事項に変更が発生した場合、外国投資者または外国投資企業は変

更事項の発生後 30 日以内に変更報告をしなければならない。

- (3) 定期報告。定期報告は年度報告と四半期報告の二種類に分けられる。全ての外国投資は一律に毎年4月 30 日以前に前年度の情報報告をしなければならない。年度報告以外に、重要な外国投資企業はさらに四半期報告をする必要がある。この重要な外国投資企業とは、①外国投資者によってコントロールされており、かつ②その資産総額、売上高または営業収入が 100 億元を超過あるいはその子会社の数が 10 社以上ある外国投資企業をいう。

#### 2 情報報告制度の特徴

- (1) 単純な報告制度であり、政府機関の審査認可要素はない。投資開始段階の報告、変更報告または定期報告であっても、いずれも外国投資者または外国投資企業の一方的行為であり、当該行為の完成は主管部門の「報告証明」、「報告受領証」といった文書の発行を条件としない。
- (2) 全面的報告。投資の種類、「特別管理措置目録」に掲載されているかどうかに関わらず、すべての投資行為に関して情報報告する必要がある。情報報告の内容として、投資開始段階では、外国投資者の基本情報、外国投資の基本情報および外国投資企業基本情報を報告しなければならない、年度報告では、外国投資企業は上記の三つの情報以外に、外国投資企業の経営状況情報、財務会計情報、関連投資、輸出入貿易および訴訟に関わる状況等について報告しなければならない。

(3) 電子化およびネット報告。国務院の外国投資主管部門は全国統一の情報報告システムを確立し、外国投資者および外国投資企業はすべてこのシステムを通じて情報報告をし、直接赴いて紙媒体での報告をする必要はない。中央、省レベル、市レベル、県レベル等の外資主管部門もすべて同一のシステムを通じて情報報告を受け、外資法意見稿の規定によれば、特定の某レベルの主管部門に情報報告しなければならないという要求は存在しない。この方式は外国投資者および外国投資企業の報告コストを下げる可以考虑。

### 3 報告情報の公示と秘密保持

報告する情報は法に基づいて公開される。一つの方式は自発的公開である。国務院の外国投資主管部門が外国投資情報報告システムを通じて社会に対し公開するが、国務院の外資主管部門は「公開できる」のであって公開すべき、あるいは公開しなければならないというわけではない。もう一つの方式は照会の申請である。公民、法人またはその他の組織は法に従って外国投資主管部門に照会を申請できる。報告する情報は商業秘密、個人のプライバシーに関わる場合、公開されない。

外国投資主管部門は具体的にどのように社会に対し情報を公開するのか、公民、法人等は何なる条件下で照会ができるのか、商業秘密、個人のプライバシーをどのように認定するのか、外資法意見稿には未だ規定されていない。今後、具体的な実施弁法の中で規定がなされるであろう。

## 五 経過措置

外国投資法のスムーズな実施を保証するために、外資法意見稿は経過措置を規定している。外国投資法の発効前に存続している外国投資企業は、元の認可された経営の範囲、期限、その他の条件の下で経営を継続することができる。しかし外国投資法発効から三年以内に「会社法」等の法律法規に従って企業の組織形態および組織機構に対し調整を行わなければならない。外国投資法実施後、大部分の中外合資企業や中外合作企業は組織形態および内部管理機構の調整の問題に直面することが見込まれる。

## 終わりに

全体から見れば、外資法意見稿は中国政府の対外開放を拡大し、政府職能を転換させ、管理モデルを刷新し、その上で外資法律体系を再構築する決意と勇気を反映している。具体的な実施効果がどのようなものであるかは、外国投資法の正式な公布とその後の具体的実施細則の制定により注目する必要がある。

※次回は第 44 号に掲載します。



君泽君律师事务所  
JunZeJun Law Offices

杜雲華

河北大学 日本語学士

中国政法大学 民商法修士

専門分野は外商投資、M&A、会社法務、債権回収、人事労務。大手日系企業の法務部及び有名日系法律事務所での勤務経験がある。日本語に精通し、数多くの日系企業にリーガルサービスを提供。



【China】

# 中国『反腐敗』運動をめぐる 企業の対応

## ～ 贈収賄防止に向けた傾向と対策 ～

野村 高志、岡田 早織 西村あさひ法律事務所

### 1. はじめに

中国では最近、習近平政権下で反腐敗運動が進められ、共産党員・公務員の規律を厳格化し、豪華な接待が禁じられるようになるとともに、企業の不正行為への取り締まりが厳しくなっています。最近報道された例でも、日系合弁企業の中国人トップが突如身柄を拘束されたり、英製薬会社グラクソ・スミスクラインの中国法人が商業賄賂行為により巨額の罰金刑判決を受けた事件などがあります。このように、中国では、公務員に対する贈賄行為に刑事罰が科されるほか、民間企業間の贈賄行為についても行政罰や刑事罰の対象とする商業賄賂が存在する点に注意を要します。

このような状況を背景に、多くの日本企業が中国における贈収賄防止対策に力を入れており、中国現地法人に接待・贈答に関する社内規程を新たに導入したり、既存の社内規程を見直す企業も増加しています。また、日中合弁企業の場合、従来は中方パートナーへの遠慮もあってコンプライアンス体制の強化には消極的な日本企業も多く見られましたが、この点の認識も変わりつつあると思われま

本稿では、中国における賄賂規制の概要および近時の中国の状況に対応するための対策について紹介します。

### 2. 制度概要

#### ● 公務員への賄賂(刑事罰の対象)

公務員に対する贈賄罪については、刑法に、①会社から個人(公務員)(第 393 条)、②個人から個人(公務員)(第 389 条、第 390 条)、③会社から政府機関(第 391 条第 2 項)、および④個人から政府機関(第 391 条第 1 項)の 4 類型が規定されています。このうち、会社から公務員個人への贈賄罪(第 393 条)は、「単位が不正な利益をはかり贈賄し、または国の規定に違反し、国家公務員に対してリベートもしくは手数料を給付し、情状が重大である場合」と規定されています。「不正な利益をはかり」とは、「法律、法規、国家政策および国務院各部門の規則に違反する利益を得ようとする事、並びに国家公務員または関連単位に法律、法規、国家政策および国務院各部門の規則に違反するよう幫助または便宜を提供するよう要求すること」であるとされています<sup>1</sup>。また、「贈賄」とは、公務員に対する財物の給付をい

<sup>1</sup> 「収賄罪の重大案件を処理すると同時に悪質な贈賄犯罪分子を厳重に調査処分することに関する最高人民法院及び最高人民検察院の通知」(1999 年 3 月 4 日公布)第 2 条。



い、財物には、解釈上、財産上の利益が広く含まれるとされています。

特に注意が必要となるのは、「公務員」概念

【図表1】贈収賄等の立件・訴追の金額基準

| 種類                               | 贈賄者            | 収賄者          | 贈賄の立件・訴追基準 | 収賄の立件・訴追基準 |
|----------------------------------|----------------|--------------|------------|------------|
| 公務員、国家機関に関わる贈収賄<br>(刑法第 385 条以下) | 個人             | 公務員          | 1 万元       | 5,000 元    |
|                                  |                | 国家機関         | 10 万元      | 10 万元      |
|                                  | 単位<br>(企業・団体等) | 公務員          | 20 万元      | 5,000 元    |
|                                  |                | 国家機関         |            | 10 万元      |
| 非公務員に関わる贈収賄<br>(刑法第 163 条以下)     | 個人             | 会社、企業<br>関係者 | 1 万元       | 5,000 元    |
|                                  | 単位<br>(企業・団体等) |              | 20 万元      |            |

の幅広さです。①国家機関(行政、司法、軍事などの機関)で公務に従事する者(いわゆる公務員)、②国有企業、事業所、団体において公務に従事する者の他、③国家機関、国有企業等から非国有企業、事業所、社会団体に派遣され公務に従事する者が含まれる(即ち民間企業に「みなし公務員」がいることになる)とされており、非常に幅広い概念となっています。公務員への贈収賄に対する立件基準については図表1をご参照ください。

公務員への賄賂に対する刑罰としては、会社から公務員への贈賄の場合には、会社に対する罰金、および、直接に責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対し、5年以下の有期懲役または拘役が科されます。また、個人犯罪の場合には、原則として5年以下の有期懲役または拘役、情状が重大または国の利益に重大な損害を及ぼした場合には5年以上 10 年以下の有期懲役、情状が特別に重大な場合には 10 年以上の有期懲役または無期懲役が課せられ、財産没収併科の可能性もあります。

### ● 商業賄賂(行政罰、刑事罰の対象)

商業賄賂とは、商業上の不正な利益の獲得または提供を目的として授受される「賄賂」であって、

收受者が国家機関や国有企業社員等の公務員である場合に限らず、民間企業やその従業員である場合を含む、非常に広範な概念です。まず、「反不正当竞争法」<sup>2</sup>第8条では、「事業者は、財産またはその他の手段を用いて賄賂行為を行うことにより商品を販売または購入してはならない。」と規定されています。次に、関連する行政法規である「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」<sup>3</sup>では、具体的な行為類型として、①帳簿に記載しないリベート(代金の一部返還)、②契約に基づき帳簿に記載しない値引き(代金差引き・返金)、③帳簿に記載しないコミッション(仲介手数料)、④現金・現物の贈与(少額の礼品を除く)が挙げられています。また、同「規定」では、「経営者の従業員が、商業賄賂手段を用いて経営者のために商品を販売し、または購入する行為は、経営者の行為であると認定しなければならない。」とされており、従業員の行為が、会社の業務の一環としてなされれば、会社のためになされたものとして、会社の行為とみなされる可能性が高いといえます。商業賄賂に対する行政処罰としては、違法行為停止命令、1万元以上 20 万元

<sup>2</sup> 『中华人民共和国反不正当竞争法』(1993年9月2日中華人民共和国主席令第10号公布、自1993年12月1日施行)

<sup>3</sup> 『关于禁止商业贿赂行为的暂行规定』(国家工商行政管理局令第82号、1996年11月15日公布・施行)

以下の過料、違法所得の没収、営業許可証の取り消しなどがあります。

他方、刑法では、第 163 条が収賄行為、第 164 条が非公務員への贈賄行為を規定しています。贈賄行為は、「不正な利益を得るため、会社、企業その他の単位の職員に財物を与え、その金額が比較的大きい場合」と規定されており、これに対しては3年以下の有期懲役または拘役が科され、贈賄金額が巨額の場合は3年以上 10 年以下の有期懲役および罰金が科されます。商業賄賂行為が刑事処罰の対象となるのは、金額が図表1掲載の基準に達した場合等とされており(ただし、この基準額に達しない場合でも、当局が自主的に立件・訴追できる点には注意を要します)、この基準に達しない場合は行政処分が課される可能性があります。

商業賄賂について注意を要する点は、ビジネス現場ではごく普通に行われ、一見、問題がないように見える行為が、商業賄賂に該当して違法となる可能性がある点です。また、過去には、以下で紹介する 2010 年3月のリオ・テイント事件のように、刑事裁判で実刑に処された事案が存在することにも留意が必要です。

### 3. 外国企業の賄賂関連事例

#### ● リオ・テイントのケース

リオ・テイントのケース(刑事処分)では、英豪系資源大手企業であるリオ・テイントの上海事務所幹部が、03 年から 09 年にかけて、中国企業との鉄鉱石仕入れ交渉で、賄賂を収受して便宜供与し、また中国企業の秘密を不正に入手したとして、非国家公務員収賄罪および商業秘密侵害罪で刑事処罰を受けたケースで、国際的なニュースとなりました。10

年3月に出された上海市中級人民法院の一審判決では、上海事務所代表の中国系豪籍スターン・フー(胡)氏は、計 646 万元の賄賂を収受したとして懲役 10 年、罰金 100 万元および不正収益の没収、他の社員3名は、それぞれ 378 万元~7,514 万元の賄賂を収受したとして懲役7年~14 年、罰金 70 万元~520 万元および不正収益の没収が言い渡されました。なお判決日に会社は4名の従業員の解雇を発表しました。4名とも上訴したものの、同年5月、上海市高級人民法院は上訴を棄却し、一審判決が確定しました。

#### ● サノフィパストールのケース

次に、外資系企業が処罰されたケースではなく、商業賄賂に厳しい会社の姿勢が中国の裁判所にも支持されたという、興味深いケースを紹介します。

仏系大手医療企業のサノフィパストールの上海法人では、同社の就業規則において、「現金、商品券、プリペイドカードなどの贈与は厳禁(これに違反すれば解雇が可能)、ただし中国の伝統的祝日に 200 元/人以内の礼品の贈答は除く」とされていました。10 年9月、中国人社員の A が、顧客への中秋節の贈答のため、月餅の引換商品券(1枚 100 元)合計額 8,000 元を立て替えて購入し、顧客に贈答し、その領収書で会社に経費請求したところ、会社は商品券の贈与が就業規則違反だとして支払いを拒否し、更に A を解雇しました。

A は、解雇無効と費用請求を求めて労働仲裁に訴えましたが敗訴、更に訴訟を提起しましたが敗訴しました。A は上海市中級人民法院に上訴しましたが、敗訴(原判決維持)に終わりました。

訴訟において、A は、顧客の人数が多く、いちいち月餅を持参するのは非現実的であることや、就業規則の金額制限は超えていないことを主張しました。しかし、上訴審判決では、①会社が商業賄賂を防止するため、内部規則で贈答に関する詳細なプロセスや基準などを明記することは適切である、②会社が商業賄賂を防止し、適法な経営を維持し、他の従業員を教育するため、A を規則違反行為に基づき解雇することは適法である、③A は就業規則に署名して、これを認めていると判示しました。

#### 4. 対応策

日頃からの対応策としては、贈収賄防止に関する社内方針の確立と、それを教育するための社内セミナーや研修の定期的実施が挙げられます。社内セミナーや研修の実施に当たっては、日本人駐在員・現地社員それぞれに合わせた言語および内容で行うことが肝要となります。中国人従業員向けの社内セミナーでは、一方的な法令解説に留まることなく、日頃の業務でも直面し得る仮想事例を取り上げてグループディスカッションを行うなどの工夫をすると、参加意欲や理解度も高まります。

また、取引先や業者との契約に、「賄賂禁止条項」を入れ、理由や方法を問わず、賄賂を禁止し、賄賂の收受を行った場合には、契約の解除権や損害賠償請求権が発生する仕組みとすることも考えられます。

さらに、長期的・予防的な対応も必要となります。まず、現地法人にコンプライアンス担当部署/担当者を設置し、そこが責任をもって社内規程の整備から個別案件の審査、例えば外部への一定額

を超える贈答行為についての事前審査などを実行します。

日系企業の現地法人では、図表1の立件・訴追の金額基準を参考にしつつ、接待・贈答に関する社内規程を定めるケースがよく見られます。具体的には、上記金額基準のうち低額である1万元を参考に、更に低額(例えば 3,000 元)の金額基準を設け、当該基準額の範囲内の接待や贈答は担当者の裁量判断に委ね、それを超えるケースについては現地法人トップまたは日本本社の法務・コンプライアンス部門の事前承認を義務付けるといった例が見られます。ただし、社内規程で金額基準を置いた結果、数字のみが一人歩きしてしまい、個々の贈答行為が当該金額を超えなければ合法であるとの誤解に基づき、例えば多額の贈答を多数回に分割して行う等の誤った運用を生じかねないという点には留意が必要です。このような懸念から、社内規程に敢えて金額基準を設けない企業も見られます。




また、取引先から接待・贈答を受ける場合には、通常、会社側の支出がなく、また、事前には分からないことから、安易に收受してしまい、かつ、社内報告を怠りがちになる傾向があります。この点についても、報告義務があることを社内規程において明確化し、かつ社内に周知することが必要といえます。

さらに、事後的に不正行為を発見するための社内通報制度・相談制度の導入や、定期的な社内調査の実施も有益です。社内通報制度の注意点としては、通報者が最も懸念するのが、本社への通報内容が現地法人の経営幹部に伝わって自己に不利にならないかという点にあることです。そこで、現地従業員の通報先として、本社のコンプライアンス部門の他に、外部の法律事務所に電話・電子メー

ルで、中国語で連絡できるようにしているケースもあります。

中国現地法人のコンプライアンス整備のお手伝いをさせていただく中で、常々感じるのは、中国人従業員への法律面に関する社内教育が不十分ということです。メーカー系の場合には、社員に理系出身が多いことも関係しているかもしれません。ただ、日系企業の中国人従業員の方々と接していると、概して非常に優秀かつ真面目な方が多いという印象を受けます。皆さん学習意欲も大変高く、社内セミナーでも、中国人従業員が興味を持てるよう内容を工夫して行くと大変熱心に参加されます。今後ますます現地法人における中国人従業員の教育にも力を入れることで、社内のコンプライアンス体制をより高めていくことが望まれます。

※次回は第 45 号に掲載いたします。

|  |   |
|--|---|
|   |   |
|   |                |
| <p><b>野村 高志 (のむら たかし)</b><br/>西村あさひ法律事務所 上海事務所代表<br/>カウンセラー<br/>日本国弁護士</p>   | <p><b>岡田 早織 (おかだ さおり)</b><br/>カウンセラー<br/>日本国弁護士<br/>ニューヨーク州弁護士</p>                                  |
| <p>早稲田大学法学部卒、1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。04年より北京の対外経済貿易大留学。05年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)勤務。10年に現事務所復帰、14年より現職。専門は中国内外のM&amp;A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。</p> | <p>1999年東京大法学部卒、2000年弁護士登録。主として中国および香港関連案件を担当。10～13年北京事務所首席代表。13～15年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所に出向。</p> |





## 【アジア経済情報】

# アジア経済概況

## ～景気拡大傾向で推移も、テンポは緩やか～

宮嶋 貴之 みずほ総合研究所

**2014年4Qの景気は緩やかな拡大**

14年4Q(10～12月期)のアジア経済を振り返ると、総じて景気拡大傾向を維持したものの、そのテンポは緩やかにとどまった(図表1)。

中国の成長率は、前期から横ばいだった。政府のインフラ投資や新型スマートフォン需要の一時的拡大が下支え要因となった。

NIEsは、方向感の定まらない動きとなった。韓国は税収不足などから公共投資を含む建設投資の減少、香港は輸出の減少などにより、減速した。一方、シンガポールは、インフレ率低下に伴う実質所得改善による個人消費の堅調、台湾は輸出と投資の底堅い動きなどから加速した。

ASEAN5では多くの国で成長率は加速したものの、経済規模の大きいインドネシア、タイでは景気の実勢

はそれほど強くなかったとみている。インドネシアの成長率はおおむね横ばいだが、統計上の不突合の寄与が大きく、輸出や消費の弱含みなどからみて、景気の実勢は減速している。また、タイの成長率は加速したが、14年末に欧州・カナダ向け特恵関税の適用期限が切れる前の駆け込み輸出など一時的要因が寄与しており、景気の基調は弱含んでいる。一方、マレーシア、フィリピン、ベトナムの景気は対内直接投資の流入などから好調だ。

インドは、天候不順による農家所得の悪化を受けた個人消費の減速により、前期から減速した。

**輸出の増勢テンポがやや鈍化**

景気拡大テンポが緩やかなものにとどまった主因は、前期から輸出が減速したためである。各国の通関統計の名目輸出額を用いて仕向け先別にみると、特殊要因のあったタイを除き、景気回復力の弱い欧州向けが弱含んでいる。なお、10月以降の原油価格下落による石油精製品などの輸出価格低下により輸出額が目減りしている面もあるが、実質ベースの輸出数量もやや減速しているとみられる。

内需については、中国では不動産市場の調整や生産能力過剰問題が引き続き重石となり、自律的回復力は弱いままだ。中国を除くアジアでは、シンガポール、香港、フィリピン、ベトナムの内需が堅調に推移したものの、その他の国で

【図表1】実質 GDP 成長率

(前年比年率%)

| (年)    | 2013 |       | 2014 |      |     |       |
|--------|------|-------|------|------|-----|-------|
|        | 7～9  | 10～12 | 1～3  | 4～6  | 7～9 | 10～12 |
| 韓国     | 4.4  | 3.6   | 3.8  | 2.0  | 3.7 | 1.5   |
| 台湾     | 3.1  | 7.5   | 1.2  | 3.5  | 4.4 | 4.8   |
| 香港     | 2.4  | 3.9   | 1.9  | ▲0.6 | 5.9 | 1.5   |
| シンガポール | 0.5  | 7.4   | 1.8  | ▲0.5 | 2.6 | 4.9   |
| タイ     | 4.1  | 0.7   | ▲7.2 | 4.7  | 4.8 | 7.1   |
| マレーシア  | 7.1  | 7.6   | 3.5  | 7.8  | 3.8 | 8.4   |
| フィリピン  | 6.5  | 4.3   | 6.8  | 7.8  | 2.7 | 10.6  |

(前年比%)

|        |     |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中国     | 7.9 | 7.6 | 7.4 | 7.5 | 7.3 | 7.3 |
| インドネシア | 5.5 | 5.6 | 5.1 | 5.0 | 4.9 | 5.0 |
| ベトナム   | 5.5 | 6.0 | 5.1 | 5.3 | 6.1 | 7.0 |
| インド    | 7.5 | 6.4 | 6.7 | 6.5 | 8.2 | 7.5 |

(資料)各国統計、CEIC Data

は加速感に乏しい展開となった。輸出の増勢が弱まる中、生産拡大などを通じた内需への波及効果が弱まっていることに加え、世界経済の先行き不透明感の高まりによる企業および消費者マインドの慎重化などが背景にあるとみられる。

**15年以降もアジアの景気拡大テンポは緩やかに**

16年までを展望すると、アジア経済は景気拡大基調を維持するものの、そのテンポは引き続き緩やかなものにとどまるとみられる。米国向け輸出が増加を維持する一方で、欧州、中国の景気拡大テンポの弱さなどから、輸出の加速は期待しづらく、景気をけん引する力は大きくないと見込まれる。

一方、内需については底堅く推移することが見込まれる。輸出を起点とした内需拡大効果は期待しづらいものの、14年10月以降の大幅な原油価格下落がアジアの内需を一定程度下支えするためだ。

**原油価格下落が好影響**

原油価格下落は、アジアの景気に対して総じてプラスの影響を及ぼすと考えられる。なぜなら、アジア地域では石油関連純輸入国が多いためだ。石油関連純

輸入国にとって、原油価格下落は投入費用低下を通じて企業収益の改善をもたらし、またインフレ率低下により家計の実質所得が改善する。その結果、民間投資や個人消費が押し上げられよう。

例外的に、マレーシアは原油価格下落による景気へのマイナスの影響が懸念される。マレーシアはエネルギー資源の純輸出国で、原油価格と連動性の高い天然ガスの貿易収支悪化や、歳入の約3割を占める石油関連収入減少により歳出削減を迫られるためだ。15年通年の原油価格が同国政府の想定する55米ドル/バレル以下となれば、特に財政収支が悪化することで大幅な公共投資の削減を迫られ、成長率が大きく下振れるリスクがあろう。

なお、インドネシアは産油国であるものの、原油・石油精製品貿易収支は大幅な赤字となっていることなどから、原油価格下落はプラスとみられる。

**連鎖的に金融緩和モードが強まる**

また、原油安を背景とするインフレ率低下により、金融緩和策を実施する国が増加している(図表2)。アジア地域の政策金利は総じて相関が強い(図表3)。この背景には①資源輸入国が多く国際市況の

【図表2】2014年10月以降の金融緩和策

| 国名     | 緩和策           | 時期  |
|--------|---------------|-----|
| 韓国     | 政策金利引き下げ      | 10月 |
| ベトナム   | 預金金利上限引き下げ    | 10月 |
| 中国     | 預金・貸出基準金利引き下げ | 11月 |
| ベトナム   | 為替レート基準値切り下げ  | 1月  |
| インド    | 政策金利引き下げ      | 1月  |
| シンガポール | 為替レート増価ペース緩和  | 1月  |
| 中国     | 預金準備率引き下げ     | 2月  |
| インドネシア | 政策金利引き下げ      | 2月  |
| 中国     | 預金・貸出基準金利引き下げ | 3月  |
| インド    | 政策金利引き下げ      | 3月  |
| タイ     | 政策金利引き下げ      | 3月  |

(資料)みずほ総合研究所作成

【図表3】政策金利の相関係数マトリックス

|        | 中国  | 韓国  | インドネシア | ベトナム | インド  | タイ  | 台湾  | マレーシア | フィリピン |
|--------|-----|-----|--------|------|------|-----|-----|-------|-------|
| 中国     |     |     |        |      |      |     |     |       |       |
| 韓国     | 0.8 |     |        |      |      |     |     |       |       |
| インドネシア | 0.0 | 0.5 |        |      |      |     |     |       |       |
| ベトナム   | 0.4 | 0.1 | ▲0.3   |      |      |     |     |       |       |
| インド    | 0.5 | 0.3 | ▲0.1   | 0.3  |      |     |     |       |       |
| タイ     | 0.5 | 0.8 | 0.7    | 0.1  | 0.5  |     |     |       |       |
| 台湾     | 0.8 | 0.9 | 0.4    | 0.0  | 0.4  | 0.7 |     |       |       |
| マレーシア  | 0.7 | 0.8 | 0.5    | 0.0  | 0.7  | 0.8 | 0.8 |       |       |
| フィリピン  | 0.2 | 0.7 | 0.9    | ▲0.2 | ▲0.1 | 0.8 | 0.6 | 0.5   |       |

注1:サンプル期間は06年1月～14年12月。  
 注2:濃い網掛けは0.7以上、薄い網掛けは0.5以上。  
 注3:国名の網掛けは2014年10月以降に緩和策実施。

(資料)CEIC Data よりみずほ総合研究所作成

乱高下に国内物価が連動する、②製造業の輸出比率が高い国が多く為替による輸出競争力の維持を 선호する、③域内貿易比率が高まる中で景気循環の連動性も過去よりも高まっていることなどが挙げられよう。先行きも原油価格の反転が見込みにくく、インフレ率が低下して実質金利上昇圧力がかかりやすい中、アジア地域では当面、金融緩和モードが強まり、それが内需下支えの一因となろう。

### 内需押し上げ効果は限定的か

ただし、原油安に起因する内需の押し上げ効果は限定的となる見込みである。アジア各国が抱える構造的な要因が内需拡大の足かせとなるためだ。過剰生産能力を抱える中国では、投資下押し圧力は根強い。また、個人消費も不動産市況低迷により住宅関連消費の伸び悩みが続く状況だ。中国を除くアジア各国では、低稼働率や政治情勢の不透明性などにより、投資の大幅加速は期待しづらい。個人消費は、労働需給逼迫による賃上げ圧力が強い中では物価下落による押し上げ効果は投資より

【図表4】2016年のアジアの主要政治イベント

| 国・地域名  | イベント        | 想定時期 |
|--------|-------------|------|
| 韓国     | 議会選挙        | 4月   |
| 台湾     | 総統選挙議会選挙    | 1月   |
| 香港     | 議会選挙        | 年内   |
| シンガポール | 議会選挙        | 5月   |
| タイ     | 議会選挙        | 初頭   |
| フィリピン  | 大統領/議会選挙    | 5月   |
| ベトナム   | 共産党大会       | 年内   |
| インド    | 上院選挙(1/3改選) | 年内   |

(資料)みずほ総合研究所作成

も期待できるが、タイや韓国などでは高水準の家計債務が重石となろう。

また、15年中央に見込まれる米国の利上げ開始後は、新興国通貨の下落圧力が強まり、金融緩和に慎重化する国が出てくると考えられ、利下げの景気下支え効果は徐々に弱まっていくだろう。

### 16年は政治イベントに注視が必要

上記したシナリオに対して、16年にはアジア各国・地域では多くの重要政治イベントが予定されており(図表4)、国内の政治情勢がリスク要因となろう。中でも、軍事政権からの民政移管を目指すタイ、現総統・大統領の交代が予定されている台湾、フィリピン

では大幅な政策転換や大規模デモ発生の有無に注目が集まる。

以上の点を踏まえ、15年の実質GDP成長率は、中国が+7.1%、NIEsが+3.2%、ASEAN5が+5.1%、インドが+5.6%(04年度基準)、16年は、中国が+6.8%、NIEsが+3.1%、ASEAN5が+5.0%、インドが+5.9%(同)と予測した(図表5)。

\*本稿は2015年3月11日時点のデータに基づいて執筆したものです。

【図表5】アジア経済見通し総括表

|                      | 2011年<br>(実績) | 2012年<br>(実績) | 2013年<br>(実績) | 2014年<br>(予測) | 2015年<br>(予測) | 2016年<br>(予測) |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| <b>アジア</b>           | 7.6           | 6.2           | 6.1           | 6.0           | 6.0           | 5.9           |
| 中国                   | 9.5           | 7.7           | 7.7           | 7.4           | 7.1           | 6.8           |
| <b>NIEs</b>          | 4.1           | 2.3           | 2.9           | 3.3           | 3.2           | 3.1           |
| 韓国                   | 3.7           | 2.3           | 3.0           | 3.3           | 3.1           | 3.2           |
| 台湾                   | 3.8           | 2.1           | 2.2           | 3.7           | 3.8           | 3.5           |
| 香港                   | 4.8           | 1.7           | 2.9           | 2.3           | 2.2           | 2.0           |
| シンガポール               | 6.2           | 3.4           | 4.4           | 2.9           | 2.9           | 2.8           |
| <b>ASEAN5</b>        | 4.5           | 6.1           | 5.1           | 4.6           | 5.1           | 5.0           |
| インドネシア               | 6.2           | 6.0           | 5.6           | 5.0           | 5.2           | 5.5           |
| タイ                   | 0.1           | 6.5           | 2.9           | 0.7           | 3.7           | 3.0           |
| マレーシア                | 5.2           | 5.6           | 4.7           | 6.0           | 4.7           | 4.2           |
| フィリピン                | 3.7           | 6.8           | 7.2           | 6.1           | 6.5           | 6.1           |
| ベトナム                 | 6.2           | 5.3           | 5.4           | 6.0           | 5.8           | 5.9           |
| <b>インド(2011年度基準)</b> | NA            | NA            | 6.4           | 7.2           | 7.6           | 7.9           |
| (参考:2004年度基準)        | 7.7           | 4.8           | 4.7           | 5.2           | 5.6           | 5.9           |
| <b>オーストラリア</b>       | 2.6           | 3.7           | 2.0           | 2.7           | 2.2           | 2.7           |

(注1)実質GDP成長率(前年比)。

(注2)平均値はIMFによる12年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(注3)14年の網掛けは予測値。網掛けなしは実績値。

(注4)アジア合計の伸び率を算出する際、インドは04年度基準のGDPを用いている。

(資料)各国統計、CEIC Data、みずほ総合研究所

## Back Issues

## 2014年7/8月発行 第34号

- ・2014年上期為替市場の回顧と14年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に
- ・深圳市の都市再開発に伴う企業の移転
- ・India: インドの税制 [49]インド新会社法: 企業の社会的責任(GSR)～施行後の改定を中心として～
- ・Vietnam: ベトナムにおける外国人労働者に関する通達
- ・Indonesia: インドネシアの新外資比率規制
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [14]中国独禁法の簡易手続き開始
- ・China: 中国からの海外送金と回収の実務
- ・China: 近似商標使用による商業権侵害の判定基準

## 2014年9月発行 第35号

- ・チャイナ・プラスワンと北ベトナム～調達リスク対策が喫緊の課題に～
- ・進化する香港～中国のゲートウェーからアジアのゲートウェーへ～
- ・India: インドビジネス最新情報 [11]2014年度インド予算案～直接税に関する変更点～
- ・Vietnam: 物流分野の現地法人設立に関する法令と実務上の留意点
- ・Singapore/Malaysia: シンガポールおよびマレーシアにおける個人情報保護法
- ・Malaysia: マレーシアのGSTと外国企業への影響
- ・China: ストライキの原因分析および法的対応
- ・Taiwan: 台湾における配当源泉税の改正

## 2014年10月発行 第36号

- ・日台アライアンスの現状と今後の展開
- ・中国・平潭総合実験区～中台経済交流のプラットホーム～
- ・Thailand: 現状の軍政下におけるタイの税務・会計
- ・Vietnam: 法人税法改正に伴う事業拡張と税優遇に関する議論
- ・Malaysia: マレーシアにおける移転価格税制
- ・India: インドの税制 [50]仲介サービスにかかるサービス税の改正点～2014年インド予算案より～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [15]上海自由貿易区の最新動向
- ・China: 外商投資項目の認可および届出管理弁法」の新傾向解説
- ・HK: オフショア所得の取り扱い～Advance Ruling Case No.54の考察～

## 2014年11月発行 第37号

- ・活発化するオフショアマーケットでの社債発行
- ・中国の経済動向～政策対応により15年も+7%台の成長維持へ～
- ・Vietnam: ベトナムにおける不動産事業法の改正草案
- ・India: インドビジネス最新情報 [12]インド新会社法: 各種取締役の要件～居住取締役、独立取締役、女性取締役～

- ・Singapore / China: 独禁法違反リスク最小化に向けたEディスカバリー
- ・Philippines: フィリピンの投資環境
- ・China: 中国ビジネス法律講座 [46] 労災保険に関する最新の司法解釈
- ・HK: 香港における地域統括会社の設立に関する諸問題
- ・HK: 国際税務講座 [30] 香港での飲食ビジネスは儲かるのか

## 2014年12月発行 第38号

- ・日台「滬港通」いよいよスタート～問われるオフショア人民元センター・香港の役割～
- ・中国子会社からの海外送金および関連問題にかかる留意点
- ・Indonesia: インドネシア新健康保険制度の解説
- ・Cambodia: カンボジア進出の際の税務上の留意点および税務調査対策
- ・Malaysia: マレーシア 2015年度予算案
- ・India: インドの税制 [51]日本人駐在員を派遣する際に考慮すべき税務リスク～PEリスクを中心に～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [16]中国独占禁止法執行の最新動向(1)
- ・China: 新「馳名商標の認定および保護規定」の解説
- ・China: 最近の中国トラブル事例集～会計税務、登記関連～

## 2015年1/2月発行 第39号

- ・2015年香港賃金動向
- ・2014年下期為替市場の回顧と15年為替相場の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に～
- ・Malaysia: マレーシアへの進出と税制の概要
- ・Vietnam: ベトナムにおける最新の税優遇事情
- ・India: インドビジネス最新情報 [13]日印社会保障協定～日本、インドでの税金の取り扱い～
- ・Taiwan: 台湾における従業員および駐在員のコスト
- ・China: 債権回収における訴訟・仲裁の活用
- ・Hong Kong: 香港競争委員会によるガイドライン案の発表
- ・Macro Economy: アジア経済情報: アジア概況

## 2015年3月発行 第40号

- ・中国におけるクロスボーダー資金管理規制の緩和
- ・マレーシアにおける地域統括会社の活用
- ・Vietnam: ベトナムにおける投資法および企業法の改正
- ・Thailand: タイの法令・制度改正の動向～2014年から2015年に向けて～
- ・India: インドの税制 [52]インドにおけるAPA制度
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [17]独占禁止法執行の最新動向(2)
- ・China: 広東省企業集団契約条例
- ・Taiwan: 最近の台湾トラブル事例集
- ・Philippines: フィリピンと華南における加工貿易ビジネスの比較
- ・Macro Economy: アジア経済情報: シンガポール

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。



**みずほ銀行**

**香港営業第一部**

**中国アセアン・リサーチアドバイザー課**

**TEL (852) 2102-5486**

**直投支援部（日本）**

**TEL (03) 3596-6810**

**産業調査部アジア室（シンガポール）**

**TEL (65) 6416-0344**

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。